

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償等請求事件

原告 [REDACTED] 外2名

被告 遠藤 榮子 外2名

原告求釈明申立書(4)に対する回答書

令和6年7月5日

札幌地方裁判所 民事第1部合議係 御中

被告恵庭市 代理人 弁護士 宮 永 尊



被告恵庭市は、令和6年6月12日付け原告求釈明申立書(4)に対し、次のとおり回答する。

第1 同第1「被告の求釈明を求めるべき内容」について

1 同1について

平成15年4月1日施行の「恵庭市知的障害者福祉法施行細則」(乙C22)及び平成28年4月1日施行の「恵庭市知的障害者福祉法施行細則」(乙C23)を提出する。

2 同2について

被告恵庭市が調査したところ、恵庭市が[REDACTED]、被告[REDACTED]、被告[REDACTED]に対し、いずれかが知的障害者福祉法ないし精神薄弱者福祉法上の里親の定及び委託に関する資料は存在しなかった。

したがって、被告恵庭市においては、上記3名に対する里親認定及び委託はなかったものと判断する。

以上